

○河北郡市広域事務組合斎場設置及び管理条例

制定 平成20年9月25日 条例第6号  
改正 平成26年11月26日 条例第2号

(趣旨)

**第1条** この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、火葬場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 火葬場を次のとおり設置する。

名 称	位 置
河北斎場	河北郡内灘町字西荒屋へ71番地1

(使用許可)

**第3条** 河北斎場（以下「斎場」という。）を使用しようとする者は、理事会の許可を受けなければならない。

(斎場使用の順序)

**第4条** 斎場の使用は、ひつぎの到着順による。

(死体の処理)

**第5条** 火葬は死体を理事会に委託し、その遺骨は理事会の指定する時刻までに処理しなければならない。

2 使用者が、前項の指定時刻までに遺骨の処理をしないときは、理事会がこれを処理することができる。この場合において、使用者又は遺族は、異議を申し立てることができない。

(使用料)

**第6条** 第3条の規定により、使用の許可を受けた者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

**第7条** 理事会は、関係市町の住民で貧困その他特別の理由によりその必要があると認めるものに対しては、関係市町長の意見を聴き、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の返還)

**第8条** 既納の使用料は、理事会において、特別の理由があると認める場合のほか返還しない。

(規則への委任)

**第9条** この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則**（平成26年11月26日条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区		分	関係市町	関係市町以外
火葬炉	遺体	1体	18,000円	54,000円
	胎児	1体	5,500円	16,500円
	死体の一部	1個	2,900円	8,700円
汚物		1件	6,000円	18,000円
小動物炉	大型（10kg以上）	1匹	5,000円	15,000円
	小型（10kg未満）	1匹	3,000円	9,000円
待合室	60畳和室	2時間	6,000円	12,000円
	40畳和室	2時間	4,000円	8,000円
	24・5畳和室 洋室、和洋折衷室	2時間	3,000円	6,000円
法要室		1回	4,000円	8,000円
僧侶控室		1回	2,000円	4,000円
霊安室	24時間まで	1体	5,000円	10,000円
	24時間を超えた場合 24時間ごとに	1体	2,500円	5,000円

備考

- 1 この表の関係市町欄に定める金額は、次に掲げる場合に適用する。
  - (1) 遺体 当該申請者（喪主）又は死亡者がその死亡の時に於いて、関係市町に住所を有する場合
  - (2) 胎児 当該胎児の父又は母が関係市町に住所を有する場合
  - (3) 小動物 当該小動物の所有者が関係市町に住所を有する場合
  - (4) その他 当該申請者（喪主）又は死亡者がその死亡の時に於いて、関係市町に住所を有する場合
- 2 この表の関係市町以外欄に定める金額は、前項の場合以外の場合に適用する。
- 3 小動物炉を関係市町の公用で使用する場合、使用料は免除とする。
- 4 中陰の会食で待合室を使用する場合の使用時間は、火葬待合から含めて4時間までとし、その使用料に5,000円を加算する。